浜松市熱中症対策行動指針 [2025]

2025(令和 7)年 7 月

浜松市

目次

はじめに 1

第１章　指針の基本的事項 2

　１　指針の位置づけ 2

　２　関係者の基本的役割 2

第２章　熱中症対策の具体的取組 3

　１　命と健康を守るための普及啓発及び情報提供 3

　２　熱中症弱者のための熱中症対策 5

　３　場所に応じた熱中症対策 5

　４　庁内外の関係主体における熱中症対策 7

　５　極端な高温の発生への備え 8

第３章　推進体制及び指針の見直し 10

　１　推進体制 10

　２　指針の見直し 10

参考資料１ 熱中症の概要 12

参考資料２ WBGT の概要と使い方 13

はじめに

気候変動の影響により、全国的に年平均気温は上昇傾向にあり、環境省が 2020（令和 2）年 12 月に公表した気候変動影響評価報告書では、年々、熱中症リスクが増加することが予測されています。

本市においても同様の傾向がみられ、2020(令和 2)年 8 月 17 日に国内観測史上最高気温に並ぶ 41.1℃を記録しました。近年、熱中症による救急搬送者数も増加傾向にあり、市民の健康や生活にも深刻な影響を及ぼしています。

こうした状況を受けて国は対策を加速させており、2023（令和 5）年 4 月に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」（以下、「改正適応法」という）が成立し、更に同年 5 月には「熱中症対策実行計画」が閣議決定されています。

同計画では、「地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策」が柱の一つとなっており、地方公共団体における熱中症対策を担う全ての部局間での更なる連携が必要とされています。

市では、こうした国の動きを受けて、新たに「浜松市熱中症対策行動指針［2025］」（以下、「本指針」という）を策定しました。

本指針に基づき、市、事業者、市民が一体となって熱中症対策に係る具体的な取組を実施することで、市民の熱中症搬送者を減らし、健康な生活の確保を図ります。

図表 1 浜松特別地域気象観測所の年平均気温の経年変化

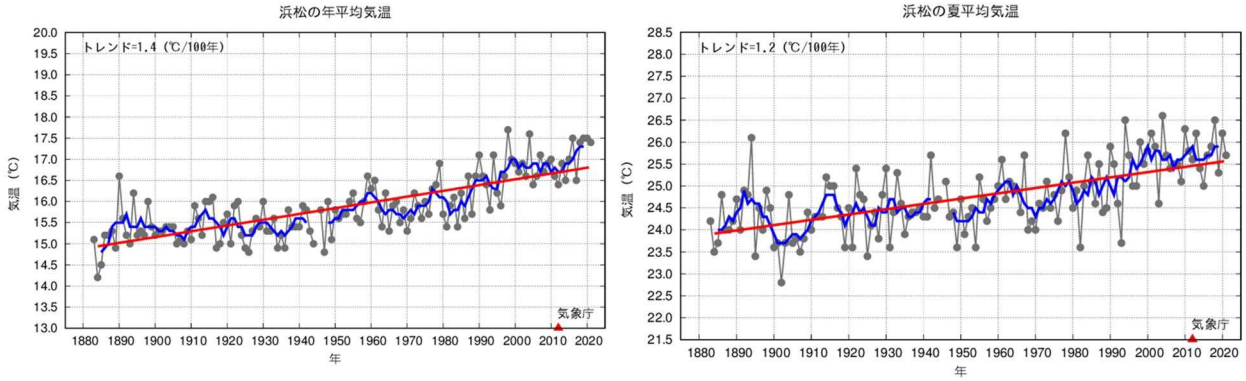

（出典：東京管区気象台ホームページ）

第１章　指針の基本的事項

１　指針の位置づけ

本指針は、浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）［2024］の適応策に関する「健康」分野における「暑熱」の行動指針として位置づけます。

２　関係者の基本的役割

本指針では、市・事業者・市民の三者にそれぞれ基本的役割を示し、熱中症対策を推進します。

(1) 市の基本的役割

市は、国や静岡県と連携しつつ、熱中症対策のための庁内体制を整備し、市域における自然的社会的条件に応じ、自主的かつ主体的に熱中症対策を推進します。

また、市域における事業者、市民などの多様な関係者に熱中症に対する理解を醸成し、それぞれの主体による熱中症予防行動を推進します。

(2) 事業者の基本的役割

事業者は、自らの事業活動に際して、市民や消費者などにおける熱中症予防につながる活動を行うとともに、その事業活動に従事する労働者の熱中症を防止するため、必要な措置を講じます。

また、本市をはじめ国や静岡県が実施する熱中症に関する施策に協力・連携するよう努めます。

(3) 市民の基本的役割

市民は、熱中症対策に必要な知識を持ち、自らが熱中症の予防に必要な注意を払い、自発的に行動します。

また、自らの家族や周囲の人々に対して熱中症の予防に必要な注意を呼びかけ、相互に助け合います。

さらに、本市をはじめ国や静岡県が実施する熱中症に関する施策に協力するよう努めます。

第２章　熱中症対策の具体的取組

市は、日頃から国や静岡県、事業者などの関係者と連携し、熱中症予防行動などに関する効果的な普及啓発や積極的な情報提供を行います。

熱中症警戒情報として改正適応法に位置づけられた熱中症警戒アラートを活用し、「自助」や周囲の人々や地域の関係者などの「共助」により、あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促します。

また、高齢者やこどもなどの熱中症弱者のための対策を進めるとともに、学校やスポーツ施設、農業現場など場所に応じた対策を講じます。

さらに、気温が特に著しく高くなる場合を想定して、自助・共助のみならず、改正適応法に基づき発表される熱中症特別警戒アラートや、同法に基づき指定される指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という）の活用など、「公助」も積極的に実施します。

１　命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

市は、国や静岡県と連携して、市民に対し多様な媒体や手段で情報提供を行い、熱中症予防行動などの普及啓発を行います。

また、気温、湿度、日射・輻射、風の要素を基に算出する「暑さ指数」（以下、「WBGT」という）と、熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラート（以下、「熱中症警戒アラートなど」という）の活用方法を周知します。

さらに、熱中症警戒アラートなどを積極的に活用することで、市民の熱中症に関する意識を高め、適切な熱中症予防行動を促すとともに、市は熱中症の発生状況などについて迅速な把握と情報提供ができる体制を整えます。

なお、本指針中の熱中症警戒アラートなどは、静岡県を対象に発表されたものとします。

(1)効果的な普及啓発の実施

○ 関係各課の連携強化の下、国が進める「熱中症予防強化キャンペーン」を４月～９月の期間で、国と連携して普及啓発を行います。以下のような、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催などの広報活動を実施します。＜関係各課＞

４月～６月 暑熱順化やエアコンの早期点検などの呼びかけ

７月 梅雨明けに特に熱中症のリスクが高いことについて市民へ注意喚起

８月 盛夏における熱中症対策の一層の呼びかけ

６月～９月 災害時における熱中症の注意喚起

○ 電力需給ひっ迫や電気料金高騰時においても、節電に配慮した上でのエアコンの適切使用や、クールビズなどの薄着の奨励、積極的な水分・塩分補給など、熱中症予防行動を呼びかけます。＜関係各課＞

○ 熱中症警戒アラートなどに関する周知と理解の醸成を図ります。＜関係各課＞
○ ZEH・ZEB の普及拡大や断熱リフォームの推進などを通じて、健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図ります。＜カーボンニュートラル推進課＞
○ エアコンに関するシーズン前の早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行います。＜カーボンニュートラル推進課＞
○「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）における官民連携での熱中症予防に係る様々な取組などを通じた普及啓発を行います。＜カーボンニュートラル推進課＞

(2) 熱中症警戒アラートなどの周知と熱中症予防行動の徹底

○ 様々なルート、ツールを通じて、熱中症の危険性が極めて高いと予測される際に、国から発出される熱中症警戒アラートなどを広く市民に届け、熱中症予防行動を促します。＜関係各課＞
○ 熱中症警戒アラート発表時、特に以下を強調して呼び掛けます。＜関係各課＞
・エアコン利用など、室内における涼しい環境確保の推奨
・涼しい環境以外における運動自粛の推奨
・身近な場所における WBGT 確認と、それに基づく熱中症予防行動の推奨
・熱中症にかかりやすい「熱中症弱者」への声かけの推奨
・こまめな休憩や水分補給・塩分補給の推奨
・「熱中症弱者」への積極的な熱中症対策の推奨
・個々の地点における WBGT の測定の推奨
・管理者のいる場所やイベントにおける WBGT などの実測、責任者による適切な熱中症対策の確認の推奨
○ 熱中症特別警戒アラート発表時、特に以下を強調して呼び掛けます。＜関係各課＞
・「熱中症弱者」のみならず全市民の自助の徹底
・公助を活用し、家族や周囲の人々による見守りや声かけなど共助の徹底
・管理者のいる場所やイベントにおける WBGT などの実測、責任者による適切な熱中症対策の確認、対策不十分時の中止・延期検討の推奨

(3) 熱中症発生状況などに係る正確な実態把握及び情報提供

○ 夏季における熱中症による救急搬送人員などを取りまとめ、調査結果をホームページ上で公表します。＜警防課、カーボンニュートラル推進課＞

２　熱中症弱者のための熱中症対策

熱中症弱者については、それぞれの特徴や生活環境に応じた対策を講じます。その際、自助で熱中症予防行動をとることが基本ですが、これが難しい場合もあることから、家族や周囲の人々による見守りや声かけなどの共助や公助が重要です。

熱中症弱者だけでなく、家族や周囲の人々への熱中症予防行動の周知も推進します。

○　国が作成する高齢者向けの熱中症予防に関するリーフレットなどを配布するなど、熱中症対策としてのエアコン利用の有効性や効率的なエアコンの利用方法について、高齢者に対して周知します。＜福祉総務課、高齢者福祉課、健康増進課＞

○　国が作成するこどもの事故防止ハンドブックなどを通じ、注意喚起及び啓発を推進します。＜こども若者政策課、幼保運営課＞

○　生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて周知します。＜福祉総務課＞

○　国が作成する障害の特性に応じた障害者向けの熱中症予防リーフレットを活用し、周知します。＜障害保健福祉課＞

○　改正適応法に基づく熱中症対策普及団体※や、その他の福祉など関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体に対して、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動を依頼します。＜関係各課＞

※　熱中症対策普及団体……地域における高齢者などへの直接的な声かけなど熱中症対策普及事業に取り組む法人として、市長が指定する団体。

３　場所に応じた熱中症対策

教育機関、職場、スポーツ施設、イベント会場や避難所のような管理者がいる場においては、WBGT の測定や活用、熱中症警戒アラートなどの活用、各種ガイドラインやマニュアル類の活用などにより、熱中症対策の強化を徹底します。

管理者がいない農業現場においては、浜松市認定農業者協議会などを通じて熱中症予防行動などの普及啓発を行います。

(1) 教育現場などにおける熱中症対策

○　「浜松市立小中学校・幼稚園防災対策基準」に則り、熱中症事故防止のための対策や運動指針、事故発生時の対応フローなどを網羅した危機管理マニュアルの作成を依頼します。また、熱中症対策の充実を図るため、各学校の危機管理マニュアルの内容を把握し、必要に応じて学校に指導します。＜健康安全課＞

○　熱中症が想定される時季には定期的に学校へ通知を発出し、教職員の危機意識向上や組織的な熱中症事故防止などに取り組むよう周知します。＜健康安全課＞

○　熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置などについてまとめたパンフレット、ポスター、映像資料などの普及を図ります。学校現場外において、学校現場同様に児童生徒が適切な熱中症予防行動を行うことができるよう、関係者に対して周知の徹底を図ります。＜教育総務課、健康安全課＞

○　市立小中学校の施設については、普通教室のエアコン設置が完了したことから、特別教室へのエアコン設置を進めます。体育館への対策については、大型スポットクーラーを全施設に配備するとともに、今後の気温上昇の状況や他都市の動向などを総合的に勘案する中で検討を進めます。また、運用にあたってはエアコンの適切な温度での利用を促すとともに、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くするなど、事例集などを通じて周知します。＜教育総務課、教育施設課、健康安全課＞

○　保育園、幼稚園などでの対策（特に送迎用バスにおけるこどもの所在確認などの置き去り防止の取組強化）により、こどもの熱中症による事故の予防を徹底します。＜幼保運営課、障害保健福祉課＞

⑵　スポーツ時における熱中症対策

○　スポーツ活動中の熱中症事故の防止に関して、スポーツ関係団体などに向けた周知や研修及びSNS などを通じた注意喚起を実施します。＜スポーツ振興課＞

○　国による支援事業などを活用し、社会体育施設更新時におけるエアコンの設置を検討します。＜スポーツ振興課＞

○　熱中症警戒アラートなどの発表時に、施設利用者が熱中症リスクを理由として利用時間前に対象施設の利用取り止めを申し出た場合、利用にかかるキャンセル料の徴収を行わない、又は既納の使用料・利用料金を還付します。また、この取組を施設利用者に積極的に周知します。＜アセットマネジメント推進課＞

⑶　イベント時の熱中症対策

○　夏季に人が集まるイベント主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」（環境省）を広く周知します。＜カーボンニュートラル推進課＞

○　夏季にイベントを開催する際は「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」（環境省）に従い、必要な対策を講じます。＜関係各課＞

⑷　災害時の避難所での被災者及び支援者における熱中症対策

○　災害時に特有の環境や状況から生じる熱中症の対策について、内閣府、環境省と連携して啓発を行います。＜危機管理課、各区振興課＞

○　災害時のエアコン未設置の避難所へのエアコンの供給などに対応します。＜危機管理課、各区振興課＞

(5) 農業現場における熱中症対策

○　農作業中の熱中症対策について、国が設定する熱中症対策研修実施強化期間に基づき浜松市認定農業者協議会などを通じて農業者や農業法人などに声かけを行うなどの啓発活動を推進します。＜農業振興課＞

4　庁内外の関係主体における熱中症対策

全庁を挙げて熱中症対策に取り組むため、庁内における熱中症対策関係部局の連携体制を整備します。

また、地域全体で連携して取り組むため、市だけでなく事業者や民間団体など、全ての関係機関が一体となって対策を進めます。

この際、国から共有される優良事例を参考に、具体的な施策に取り組みます。

(1) 庁内関係部局における連携した熱中症対策の推進

○　庁内の熱中症対策を担う全ての部局間連携の重要性を踏まえ、各部局それぞれの役割を明確にし、連携、協力して必要な対策を実施できるような体制を整備します。＜カーボンニュートラル推進課＞

○　冷房設備を有するなどの要件を満たす施設をクーリングシェルターとして指定し、暑さをしのげる場所を確保します。また、クーリングシェルターの確保に際しては、太陽光などの再生可能エネルギーや蓄電池などを活用し、脱炭素化とレジリエンスの向上といった観点も踏まえた取組を推進します。＜カーボンニュートラル推進課＞

○　都市公園の整備などによる緑地の確保、建築物の敷地や公共施設などの緑化などを推進します。＜公園管理事務所、緑政課＞

○　熱中症の予防対策や応急手当などを記載した訪日外国人などのための救急車利用ガイド（16 言語）や、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」（22 言語）を活用します。＜警防課＞

○　労働安全衛生規則の一部改正に基づき、職場における熱中症対策の強化として、「熱中症の早期発見のための体制整備」や「熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係職員への周知」を確実に実施し、職員の熱中症災害の防止に努めます。＜職員厚生課＞

(2) 事業者や地域関係者と連携した熱中症対策の推進

○ 事業者と連携して、冷房設備を有するなどの要件を満たす施設をクーリングシェルターとして指定し、暑さをしのげる場所を確保します。また、クーリングシェルターの確保に際しては、太陽光などの再生可能エネルギーや蓄電池などを活用し、脱炭素化とレジリエンスの向上といった観点も踏まえた取組を推進します。＜カーボンニュートラル推進課＞

○ 熱中症対策の普及啓発などに取り組むNPO など民間団体から希望があった際は、審査の上で、熱中症対策普及団体として指定します。＜カーボンニュートラル推進課＞

○ 熱中症対策普及団体以外であっても、NPO など民間の専門知識を有する人材・組織を積極的に活用し、熱中症弱者に対し見守り・声かけを強化します。＜関係各課＞

○ シーズン前のエアコンの早期点検や試運転の積極的な普及啓発を、事業者に依頼します。＜カーボンニュートラル推進課＞

○ 職場における適切な熱中症予防行動につながる情報を示すWBGT 計（熱中症指数計）の利用を推進します。＜カーボンニュートラル推進課＞

(3)優れた熱中症対策の取組の情報収集及び実施

○ 熱中症対策に係る庁内体制の整備、事業者との連携、熱中症警戒アラートの効果的な活用などについて、国が取りまとめた優良事例集を参考に取組を検討します。
また、国や環境再生保全機構が実施する研修会や講習会への参加などにより、優れた取組を積極的に情報収集します。＜関係各課＞

○ 「熱中症対策を含む気候変動適応に係るアクションプラン」（環境省）などを参考に具体的な取組を推進します。＜関係各課＞

５　極端な高温の発生への備え

熱中症特別警戒アラートが発表されるような極端な高温に備え、市は起こり得る影響を十分に認識し、クーリングシェルターの開放をはじめとした対策を効率的かつ機動的にできるよう、事前に必要な対策を整理し、準備します。

○ 熱中症特別警戒アラートを的確かつ迅速に周知するため、運用に関する指針や体制を整備します。＜関係各課＞

○ 熱中症特別警戒アラートが発表されていないものの、市内で極端な高温が発生した際を想定し、学校における対応や野外での活動など、具体的な運営や実施の在り方などについて検討します。＜関係各課＞

○　熱中症弱者のうち、公的な支援が必要な者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制などの方策について、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組みなどを参考に検討します。＜福祉総務課、障害保健福祉課、高齢者福祉課、健康増進課、こども若者政策課、幼保運営課＞

○　災害の発生に伴う停電時など、エアコンが適切に使えない場合を想定した対策について検討します。＜危機管理課＞

○　熱中症特別警戒アラートが発表された際には、改正適応法に基づきクーリングシェルターを開放し、適切に運用されることを確認します。＜カーボンニュートラル推進課＞

第３章　推進体制及び指針の見直し

熱中症対策は、市、事業者、市民などの各主体が、より連携を強化し、様々な取組について継続的な改善を重ねることが重要です。

そのため、市では関係各課の連携を強化し、熱中症対策を一層進めるため、以下のように推進体制を構築します。

また、取組の実施状況について確認し改善につなげるチェック体制を確立するとともに、本指針については必要に応じて適宜柔軟に見直しを行っていくものとします。

１　推進体制

庁内の「熱中症対策ワーキンググループ」により、関係各課の連携をより強化し、全庁的な熱中症対策を推進します。熱中症対策ワーキンググループに参画する課は、日頃連携している他課にも熱中症対策の積極的な推進を依頼し、全庁を挙げた推進体制を構築します。

また、熱中症対策に積極的な事業者・団体とも連携し、より広い視野で熱中症対策を推進します。

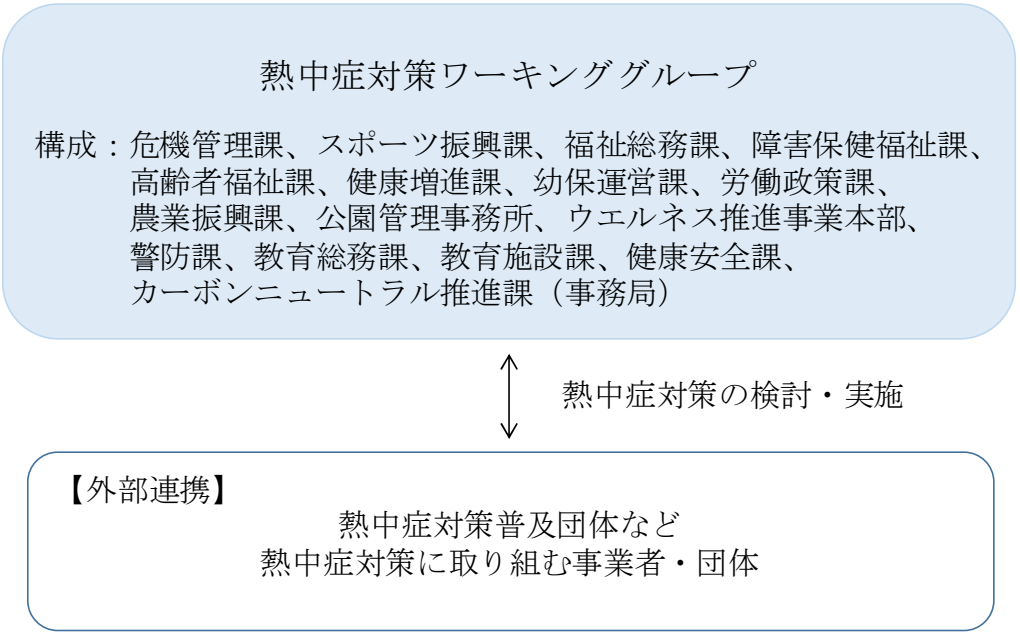

２　指針の見直し

本指針に基づき、関係各課及び外部組織との連携の下、具体的施策を実施し、必要に応じて指針の見直しを行っていくことで、より一層の熱中症対策を効果的に推進します。

参考資料

参考資料１　熱中症の概要

熱中症とは、体温調節機能の不調により体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れるなどして発症する、筋肉の硬直（つり、こむら返り）、立ちくらみ、めまい、頭痛、嘔吐、倦怠感、意識障害などの様々な症状を起こす病気のことです。高温多湿な環境下に長時間いたときやその後の体調不良はすべて熱中症の可能性があります。

熱中症は死に至る恐れのある病態ですが、適切な予防法を知り、それを実践することで、防ぐことができます。また、迅速な応急処置により重症化を回避し後遺症を軽減することもできます。

実際の現場では、これらいくつかの症状が同時に発生するため、重症度に従って、Ⅰ度、Ⅱ度、Ⅲ度に分類しています（図表 2)。

図表 2　熱中症の症状

重症度	症状
Ⅰ度（軽度）	めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不充分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウムなど）の欠乏により生じます。 手足のしびれ・気分の不快
Ⅱ度（中等度）	頭痛・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなどがあり、「いつもと様子が違う」程度のごく軽い意識障害を認めることがあります。
Ⅲ度（重度）	Ⅱ度の症状に加え、 意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある（全身のけいれん)、真直ぐ走れない・歩けないなど 高体温 体に触ると熱いという感触です 肝機能異常・腎機能障害・血液凝固障害 これらは、医療機関での採血により判明します。

（参考：環境省「熱中症環境保健マニュアル 2022」）

参考資料２ WBGT の概要と使い方

WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature は、熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標です。

単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。本指針においては気温との混同を避けるため、WBGT について単位の摂氏度(℃)を省略して記載しています。

WBGT は人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の３つを取り入れた指標です。

WBGT は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO などで国際的に規格化されています。

日本生気象学会では「日常生活に関する指針」(図表 3)、公益財団法人日本スポーツ協会では「熱中症予防運動指針」（図表 4）を下記のとおり公表しています。労働環境では世界的には ISO7243、国内では JIS Z 8504「WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境」として規格化されています。

図表 3 日常生活に関する指針

日常生活に関する指針

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28以上31未満)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25以上28未満)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.4」(2022) より環境省改編
（出典：環境省熱中症予防情報サイト）

図表 4　運動に関する指針

運動に関する指針

気温 （参考）	暑さ指数 （WBGT）	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上 35℃未満	28以上 31未満	厳重警戒 （激しい運動は中止）	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	25以上 28未満	警戒 （積極的に休憩）	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	21以上 25未満	注意 （積極的に水分補給）	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 （適宜水分補給）	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2019）より環境省改編

（出典：環境省熱中症予防情報サイト）

浜松市熱中症対策行動指針［2025］

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課
〒430-8652　静岡県浜松市中央区元城町 103-2
TEL:053-457-2502　FAX:050-3730-8104
E-mail:ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp